

起案用紙（委員会記録伺）

(1号)

議長	副議長	委員長	事務局長	局長補佐	係長	担当	文書取扱主任
起案日	平成29年12月21日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決裁日	平成30年 月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	29四 議 第449号			公 開		非公開理由	
分類番号	04 - 02 - 01			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 (公開)		四万十市情報公開条例第9条に該当 ()	
簿冊番号	04 - 03						
委員会名	総務常任委員会			会議年月日	平成29年9月20日(水)		
				会議時間	9時58分～12時05分		
出席委員	委員長	宮本博行		委員 酒井石			
	副委員長	谷田道子					
	委員	宮崎努					
	委員	平野正					
	委員	今城照喜		欠席委員			
	委員長	上岡正					
その他	議長	矢野川信一					
	委員外議員	西尾祐佐					
執行部出席者	総務課長	成子博文		収納対策課長	永橋泰彦		
	地震防災課長	桑原晶彦		地域企画課長	川井委水		
	企画広報課長	田能浩二		環境生活課長	伊勢脇敬三		
	企画広報課参事	朝比奈雅人		まちづくり課長	地曳克介		
	財政課長	町田義彦					
	会計課長	高橋由美					
	税務課長	大崎健一					
事務局	事務局長	中平理恵					
	事務局	橋田五月子					
記 録							
平成29年9月定例会において、本委員会に付託を受けた議案5件について委員会を開催し、審査を行いました。その概要については以下のとおりです。							

■委員長挨拶により開会

●まず、分割付託を受けた第1号議案「平成28年度四万十市一般会計決算の認定について」、歳出、歳入の順で審査を行った。

歳出

【説明：中平議会事務局長 1-1-1（議会費）】

4節・共済費は議員報酬カットにより共済費の負担金の議員報酬月額基準額が下がったことによるもので、13節・委託料は、会議録テープの反訳、印刷製本の実績によるものであり、19節・負担金補助及び交付金は政務活動費の精算返還による不用額である。

【質疑：上岡委員 2-1-7（企画費）】

旅費の主な出張先はどこか。

【答弁：田能企画課長】

この旅費は一般職員、移住推進員、地域おこし協力隊が含まれている。移住推進員分が約92万8千円で、首都圏、東京、大阪、名古屋への移住相談会へ出席の旅費や一般職員の県への説明会への旅費などが主なものである。

【説明：田能企画課長 2-1-16（情報化推進費）】

28年度に情報のセキュリティ対策の強化をしており、委託料のシステム構築費や関連する周辺機器等の備品購入の不用分は、当初の積算から実施に伴う実施減、入札減によるものである。

【説明：大崎税務課長 2-2-1（税務総務費）】

23節・償還金利子及び割引料は、固定資産税の償却資産の課税誤りが昨年発覚したことによる17件、3,850万円余りの還付が主なものである。これについては1年かけて確認作業を行いほぼ終了している。今回の課税誤りは、課税客体が職員の中で周知徹底されていないこともあり、職員に課税客体の周知徹底やチェック体制の強化を図っている。償却資産は1月に納税義務者又は納税義務者の代理の税理士から申告があるが、これがかなり間違っており、昨年12月に具体例を上げた文書を送付し、周知徹底を図ってきている。このような間違いを繰り返さないよう注意していきたいと考えている。

【質疑：上岡委員 9-1-2（非常備消防費）】

需用費の不用の理由は何か。

【答弁：桑原地震防災課長】

車両や屯所の修繕である修繕費のうちで、雷による無線の被害があった場合の修繕がかなり含まれていたが、こういったもの修繕が必要ななかったため、不用となったものである。

【説明：桑原地震防災課長 9-1-4（防災費）】

13節・委託料では、木造住宅耐震診断士派遣で314件の診断を実施し、3か年で策定している避難所運営マニュアルは初年度に9か所の策定をしたが、今年度からは委託でなく直営で実施していくようにしている。不用額は1,800万円余りで、その主なものは、都市防災事業の委託料で国費の割り当てがなく事業費が減額となったものが670万円余り、入札

減や実施減が 230 万円余り、避難所運営マニュアルの入札減で 430 万円余り、戸別訪問の実施では当初 73 地区を予定していたが、地区で実施できないとか翌年度に実施してほしいとの申し出により 60 地区に留まっており、これにより 250 万円余りの減、市街地の内水排除に可搬式のポンプの設置は、台風が 1 回のため 160 万円余りの減である。

15 節・工事請負費では、八束地区の防災拠点施設の中央線整備工事、造成工事、耐震性給水施設整備工事、防災用ヘリポート整備工事を合わせて関連工事 2 億 6,170 万円余りである。

19 節・負担金補助及び交付金の主な事業は、住宅用耐震改修補助金が設計 86 件、工事 47 件、ブロック塀の改修が 19 件ほどあり、老朽化住宅除去補助金を 44 件決算している。

【説明：地曳まちづくり課長 11-4-1（その他公共・公用施設災害復旧費）】

災害があったことにより 12 月議会で追加補正をしている。当初予算 900 万円に 762 万 2 千円の補正、700 万円の繰越で 2,362 万 2 千円の予算である。このうち 1,284 万 2 千円を繰越し、支出額は 594 万円余り、不用額が 480 万円余りである。不用額は、災害であり精査による減である。

【質疑：上岡委員】

12 月の補正の金額は 760 万円余りでなくても良かったのではないかと。説明を願う。

【答弁：地曳まちづくり課長】

その他の公共災害は、その都度災害の査定を受けておらず、1 月 1 日から 12 月 31 日までの災害について年の最後の 12 月に一括でやっている。順次すれば大体余る分の予測ができるが、一括のため少し余裕を持った予算を計上したという結果である。査定がそこまで届かなかったということでの差額である。

【質疑：上岡委員】

12 月にその他の災害の要求が何か所あるかはわかっているはずであるが、今の説明では納得しがたい。

【答弁：桑原地震防災課長】

不用額の 480 万円余りのうち、350 万円余りは地震防災課の不用である。当初、前年並みや実績等で 900 万円を見込んでいたものが、実際には馬越の避難路の災害 470 万円余りの支出であったため、不用としている。

歳入

【質疑：上岡委員 1 款（市税）】

収入未済額は前年と比べてどうか。

【答弁：永橋収納対策課長】

率にすると 3.63%が 3.06%で減少傾向にある。

【質疑：上岡委員 1-2（固定資産税）】

固定資産税調定額は、昨年と比べて減っているか。

【答弁：大崎税務課長】

昨年と比べてほぼ横ばいである。

【質疑：宮崎委員 1-2（固定資産税）】

滞納繰越分の予算の積算根拠は何か。

【答弁：永橋収納対策課長】

過年3か年の平均で予算を計上している。

【説明：町田財政課長 10款（地方交付税）】

普通交付税の状況は、昨年度から率にして3.9%減であり、平成22年の国勢調査から27年の国勢調査による人口減に伴うものが大きな要因である。単純な費目の比較によると概ね3億円くらいの減である。そのほか、歳出特別枠で雇用対策の減、合併算定の縮小で30%や臨時財政対策債を含めて、全体で4億4,200万円の減という状況になっている。

【質疑：今城委員】

普通交付税だけでなく、特別交付税も減るのか。

【答弁：町田財政課長】

特別交付税は国の予算に変動し、普通、交付税総額の6%が特別交付税と割合が決まっている。国のその時の交付税の出口ベースの予算によって大枠としての全国枠が決まるので、増減がある。今回の特別交付税については、対前年度より増額している。

【質疑：上岡委員 11款（交通安全対策特別交付金）】

交通安全対策第2種の内容はどういったものか。

【答弁：町田財政課長】

道路交通法による反則金を財源にし、市町村に配分されるもので、カーブミラー、ガードレールなど交通安全対策の施設について活用するものである。人口、道路の延長等で配分される。

【質疑：上岡委員】

市内で反則が多ければ交付金が多くなるものではないのか。

【答弁：町田財政課長】

県下で均等に配分するもので、どこの住民がどこで違反しても高知県警のトータルの計上で、それを公平に人口と道路延長で割り振る仕組みになっている。

【説明：永橋収納対策課長 12-2（民生費負担金）】

不納欠損を行った民生費負担金の内容は、現在は児童福祉使用料として予算化される保育料で延長保育などを除いたものを含んだいわゆる一般の保育料となっている。不納欠損額は時効によるもので、過年度の時効処理ができていなかったのが主な理由である。

【質疑：宮崎委員】

負担金と使用料の違いは何か。

【答弁：永橋収納対策課長】

27年に法が変わったことにより、保育料の位置付けが変わってきた。26年度までは全て負担金であったが、27年度から措置入所でない分については使用料となり、児童福祉使用

料として予算化している。これは27年度からなので、時効の関係から使用料として不納欠損は行っていない。

【質疑：上岡委員】

非常にわかりにくいので、新たに節を設けてはどうか。

【答弁：町田財政課長】

予算上の費目としては、法に則った負担金のお金で滞納分しか残らないということになるかと思われる。新法では使用料としてそこで滞納整理していくことでお願いしたい。

【説明：町田財政課長 13-5（使用料及び手数料）】

3節・住宅使用料は、中村地域分が9,226,787円の未収と滞納となっている。このうち現年分の収納率は98.6%、昨年度が98.1%で若干上がっている。繰越分の28年度は4.20%、昨年度は3.1%と若干向上しているが、まだまだ900万円を超える滞納繰越が生じているので、今後滞納の取組について精査していきたいと考えている。

【質疑：宮崎委員】

過去に入ってきた額がこのくらいだからという予算の立て方は、税と違っておかしいのではないか。繰越分を分けてということにはならないのか。

【答弁：町田財政課長】

節の設け方は、税以外は基本的に細節の中で現年、過年と分けている。税は額も大きいので節で現年分と過年分に分けているが、これまでの慣例もあり、使用料の現年、過年については節の中で整理していくのが現実の実情である。

【質疑：宮崎委員】

債権の種類によって分けるのではなく、金額の大小によって分けるのか。額だけの問題なのか。もし市債権だから分けないというのであれば、予算段階で調定額に近い数字がでないとおかしいのではないか。全て納付という前提があったうえで、支払いがなかったというのであればわかるのだが。

【答弁：町田財政課長】

予算は収入見込額を計上するが、調定は現年分と滞納率を掛けるので差額が出てくる。予算と繰越分については収入見込額で計上するので、調定とその差が出てくる。自治法上の予算整理様式等もあり予算上の様式に準じていると考えている。

【質疑：上岡委員】

道路使用料は、電柱占有以外に何があるが。河川使用料の内容は何か。

【答弁：町田財政課長】

道路はほとんどが電柱占有であるが、祭の時の占用もある。

河川は基本的には河川の上に工作物をつくったその面積に応じた占用である。

【質疑：上岡委員】

道路占用は、最初の5年間だけ徴収してその後はないようだが、なぜか。

河川の管理も取っているところと取っていないところがあると聞くが、公平にするべき

ではないか。

【答弁：津野まちづくり課土木係長】

道路使用料は、電柱占有以外に家が新築される時の足場、祭りの露店のための占用が主なもので、給水管の引き込みも入っている。給水管などの占用料5年は、これまで内規的な感じで5年間先行してもらってその後もらっていない。この件に関しては、監査からも指摘を受けており、今後どうしていくかはまちづくり課の中で検討しているところで、検討課題とさせてほしい。

河川使用料は、街中に流れている川に家に渡るための橋がいくつかかかっており、それに係る使用料である。今回未収がいくらあるが、この分は若干の請求漏れもあり、一部は入金もあり、残りの分は29年度に全て納入されるよう進めているところである。

【質疑：今城委員】

前年度の調定額と額が違うのはなぜか。

【質疑：上岡委員】

前年度の調定額と比べて少なくなっている理由は何か。

【答弁：津野まちづくり課土木係長】

一部調定漏れもあって、そこを精査しているところである。

【説明：永橋収納対策課長 20-5-1（雑入）】

9節・教育費雑入の学校給食・試食費の内、一般的な学校給食費分は1億3,905万5,418円を収入しており、不納欠損が58万5,874円であった。その内容は、過年度に破産による債権放棄が9万8,860円で、これは議会への報告が必要なため別途文書により報告している。また、時効によるものが48万7,014円である。なお、収入未済額は28年度末では、809万7,470円である。

【質疑：宮崎委員】

6節・商工費雑入の周遊観光バスしまんと・あしずり号運行の助成はどこからされるのか。

【答弁：町田財政課長】

幡多広域にふるさと基金という定額の運用があり、その中の運用益で市町村支援をする市町村圏事務組合からの助成金である。

【質疑：今城委員】

収入未済額の主なものは生活保護費返還金と学校給食・試食費と考えてよいのか。

【答弁：町田財政課長】

民生費雑入については、ほとんど生活保護費返還金である。

※採決については繰出し金等があるため、第10号議案の審査後採決を行う。

●続いて、第10号議案「平成28年度四万十市鉄道経営助成基金会計決算の認定について」審査を行ない、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決した。

※ここで表決を保留していた第1号議案「平成28年度四万十市一般会計決算の認定につ

いて」採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決した。

■次に、分割付託を受けた第 18 号議案「平成 29 年度四万十市一般会計補正予算（第 4 号）について」の審査を行った。

【説明：伊勢協環境生活課長 2-1-1（一般管理費）】

11 節・需用費と 15 節・工事請負費は、近年、野良猫、捨て猫などの苦情が増えており、他人に迷惑をかけない適正飼育、雌猫の避妊手術に県の補助があることや猫や犬を遺棄することは犯罪であることを盛り込んだ各家庭へ動物愛護を周知するパンフレット作成用の経費や名鹿海水浴場周辺に捨て猫が多く、そこへ看板を設置することを予定しており、その費用などである。

【説明：桑原地震防災課長 9-1-4（防災費）】

住宅等耐震対策は、一般の住宅の耐震診断、設計、改修と県が指定する緊急輸送道路沿いの建物の耐震診断、設計の二つに分かれている。一般住宅の設計などは、受付当日に予定件数に達し、その後もかなりの申込件数があり、改修工事も受付件数を超える状況で県とも度重なる協議をしているところである。住宅の診断に 150 件上乘せし、設計は 65 件、改修は 20 件を追加計上する。緊急輸送道路の沿道建築物の診断等については重要と考えており、職員が一軒、一軒回って啓発をしてきたところである。多くは診断、設計をする意向であるが、昭和 56 年以前の鉄筋や鉄骨の大きな建物で図面や建築確認の申請書類がない人がほとんどのため、県に申請し沿道の建築物という認定ができない状況である。書類をそろえるのには、2 か月から半年近くかかり、今年度中にできない状況で緊急輸送道路沿いの建物分 19 件余りを削り、差引きして 800 万円余りの増額補正である。国費は当初 4 千万円くらいの割り当てであったが、この事業実施により 6,500 万円入る状況であるが、県と協議した結果、年度間調整となり 2 か年で入となる。その差額 1,700 万円余りは来年度入ってくるが、今年度は一般財源での措置でお願いしたい。

【質疑：上岡委員】

他の自治体と比べると耐震診断、設計の進捗が遅れているようだが、どうなのか。

【回答：桑原地震防災課長】

これまで横ばいという状況であったが、市も個別訪問を始め、設計の無料化により受付件数が伸びており、住民に周知されてきたと思われる。

【質疑：上岡委員】

当市には建築確認を取らなくてもいい地域があり、基準に達していないがそのことに触れるべきではないか。

【回答：桑原地震防災課長】

56 年以降で建築確認に至らなくても建築許可は県に提出しているので、その中で 56 年以前から法律の変った部分の審査はされていると思っている。

歳入

【説明：町田財政課長 10 款（地方交付税）】

全て普通交付税の減額で、予算に対して 0.8%、対前年度では 28 年度の決算に対して 2 億 6,740 万円余りの減となっている。これらの減は交付税の中の特別歳出枠の地域経済雇用対策分と合併算定縮小が 2 年目で 30%削減されたことによるものである。これらの要因により 2 年連続の減となっている。

【説明：朝比奈企画広報課副参事 15-2（県補助金）】

1 節・総務費県補助金は、県の産業振興補助で事業費の二分の一が入ってくる。支出は観光商工課所管の地域商社である百笑かんばんに補助金として出す分である。

【質疑：上岡委員】

百笑かんばんの内容は何か。

【答弁：朝比奈企画広報課副参事 15 款（県支出金）】

自社製品のつぎ足すしょうゆやふりかけ粉のドレッシングの加工などのために具同に百笑かんばんにの工場や倉庫建築のための補助金である。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

■続いて、第 30 号議案「四万十市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例」について審査を行った。

【説明：成子総務課長】

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定めのないものは、条例に規定することで独自利用ができるものであり、就学援助システム導入にあたり、個人番号を利用することから、独自利用事務として条例に追加するものである。施行期日は、来年度の準備のための周知や受付期間を必要とすることから公布の日からとなっている。

【質疑：谷田委員】

就学援助の要項の中でマイナンバーを記載したくない人がいた場合はどうするのか。

【答弁：成子総務課長】

今回の改正は、システム上での確認行為になる。マイナンバーを記載したくない人は、今まで通り紙ベースの申請書を書いてもらうようになる。

【質疑：宮崎委員】

マイナンバーを隠す必要があるのか、拒否した人の理由が知りたい。

【答弁：成子総務課長】

拒否した人を事務的に直接確認したわけではないのでわからないが、今回に関しては事務の簡素化でシステム化していくもので、提示云々という話ではないのではないかと考える。

【要望：宮崎委員】

拒否した人の理由を書く欄を設けて調査してはどうか。

【答弁：成子総務課長】

確認する部分の市の窓口の中で、今全てが必要かというとな必要でない状況であるので、その中までは至っていないのではないかと思う。ただある一定、そういった声を確認していくことも必要であろうとも思うので、市民にあった中で情報収集していく形にはなろうかと考える。

【意見：谷田委員】

市民の中には免許を返納などにより身分証明書用にマイナンバーカードを取得する人もいるが、マイナンバーは行政間の手続き上のシステムなので、市民一人一人がマイナンバーを記載するよう強制されたものでないと考える。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

■次に、第32号議案「幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合同規約の一部変更について」審査を行った。

【説明：永橋収納対策課長】

幡多広域市町村圏事務組合の租税債権管理機構は、市税等の徴収の専門組織として市町村の回収困難案件に対し、成果を上げており、税以外の債権の拡充に伴う規約の改正のため、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

【質疑：谷田委員】

どのような状態になると移管するのか。

【答弁：永橋収納対策課長】

財産が不明なものや滞納常習者などの回収困難案件を移管することになっている。

【質疑：谷田委員】

後期高齢者医療保険や介護保険料を移管することの趣旨が明確にわからない。

【答弁：永橋収納対策課長】

この規約改正は後期高齢者医療保険、介護保険料や保育料のこれだけを特定したのではなく、対象とする債権はもっと広い。その中で当面の間は後期高齢者医療保険、介護保険料、保育料を移管するもので、これら債権の強制徴収を始めたのは28年度からで、それまでは残念ながら公平性の面では若干疑問のある取組であったと思う。滞納者は市税と後期高齢者や介護保険料を滞納している場合が多く、その中で徴収困難者を専門的に回収してもらうため租税管理機構に移管することを考えている。今までも市民税、固定資産税などを移管しているが、内容としては税目の追加というイメージである。

【質疑：谷田委員】

年金受給者で18万円以上の人は強制（特別徴収）でやっているのもそれ以外の人になるということでもいいのか。

【答弁：戸田収納第1係長】

年金担保の借入れの人は18万円を割るので普通徴収となり、場合によっては滞納になり

移管することもある。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し委員会を終了した。